

(3) 試験地

札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄

- 第一次検定を受検した方の第二次検定の試験地は、第一次検定と同じ試験地になります。
(試験会場は第一次検定と同じとは限りません。第二次検定受検票で確認してください。)
- 第一次検定で受検地変更した方は、第一次検定申込時の試験地に戻ります。
第二次検定の受検地も変更する場合は、改めて「受検地変更届」を試験日の10日前(必着)までに提出してください。変更届出用紙は、最終ページをコピーして使用してください。
- 会場確保の都合上、やむを得ず近隣の都市で実施する場合がありますのでご了承ください。
- 試験会場は、受検票でお知らせします。

(4) 試験の内容

- ① 第二次検定は、施工管理法について筆記試験を行います。
- ② 施工技術検定規則に定める検定科目及び検定基準、これに対応する解答形式は、次のとおりです。なお、法令等は令和5年1月1日に有効なものとします。

検定区分	検定科目	検定基準	知識・能力の別	解答形式
第二次検定	施工管理法	1 監理技術者として、電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。	知識	五肢択一 (マークシート方式)
		2 監理技術者として、設計図書で要求される発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等(以下、「電気設備」という。)の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。	能力	記述

※試験問題の文中に使用される漢字には、ふりがなが付記されます。

6. 第二次検定受検の心得と注意

受検に必要なものよく確認してください。

事前に交通機関、経路、所要時間等確認し、遅刻しないように早めに試験会場にお出かけください。

試験会場及びその付近には駐車・駐輪できません。

(1) 試験当日の持ち物

《必須なもの》

- ① 受検票
- ② H B で黒の鉛筆またはシャープペンシル
- ③ 消しゴム

《任意なもの》

- ① 腕時計(机の上に置いてよい時計は、時計以外の機能の付いていない腕時計のみ)

※試験会場によっては、室内に時計が設置されていない場合や設置されている時計が不正確な場合等がありますので、腕時計を持参することをお勧めします。

- ② 弁当(日曜日のため、試験会場周辺のレストラン等は休業している場合があります。)
- ③ 眼鏡等

※補聴器や拡大鏡(眼鏡型ルーペは除く)等を使用する場合には、あらかじめ「受検時特別対応申請書」の提出が必要となります。(P31『身障者等を対象とした受検に際しての特別措置について』を参照)

(2) 試験会場における注意

- ①試験当日は入室時刻までに来場し、受検票の受検番号によって指定された席につき、受検票を机の上に置いてください。(受検票を忘失した方は、必ず受付で手続きをしてください。なお、手続きの際には、写真の貼付してある身分証明書(運転免許証等)を提示してください。)
- ②試験室内では携帯電話・通信機能付腕時計等の電子機器・通信機器の使用を禁止します。時計代わりとして使用することも禁止です。電源を切っておいてください。
- ③試験中、机の上に置いてよいものは、受検票、筆記具、腕時計のみです。これ以外のもの(筆箱、飲み物など)は、机の上に置かないでください。飲食することも禁止です。
- ④試験会場内では、係員の指示に従ってください。
- ⑤試験開始後1時間以内及び試験終了前10分間は、退室できません。
- ⑥喫煙は、指定の場所以外では厳禁です。
- ⑦自動車・バイク等での来場はお断りします。(試験会場及びその付近には駐車・駐輪できません。)
駐車違反等の呼び出しで試験室を離れた場合は、再入室できません。
- ⑧受検票や座席票への試験問題・解答の書き写しは禁止します。また、不正行為を発見した場合は、厳正に対処します。
- ⑨不正行為を行った者及び係員の指示に従わない者に対しては、受検を中止し退場を命じます。
- ⑩問題用紙は、試験終了時まで在席した者に限り希望者は持ち帰ることができます。
- ⑪温度調整のきく服装でご来場ください。

7. 第二次検定の合格発表

合格発表日 令和6年2月2日(金)

合格発表日に、本財団から本人宛に合否の通知を発送します(欠席の場合は通知はありません)。本財団ホームページでは、合格発表日の午前9時から2週間、合格者の受検番号を掲載します。本財団では、全地区の合格者の受検番号を閲覧することができます。

- 注1 2月9日(金)を過ぎても合否通知が届かない場合は、速やかに本財団にご連絡ください。未着時の合否通知の再発行対応可能な期間は合格発表日から1ヶ月間です。
- 注2 第二次検定の正答内容について、一部業者(ゼミ屋等)が模範解答を配布したり、採点結果と称して、得点結果を通知しているところがありますが、これらは、本財団とは全く関係ありません。
- 注3 試験結果・合否内容等に関するお問い合わせには、一切応じられません。

合格証明書の交付申請について

第二次検定合格者は、国土交通省へ交付申請を行うことによって、国土交通大臣より『1級技術検定(第二次検定)合格証明書』(技士の証明書)が交付されます。交付申請の詳細については、第二次検定合格通知書にてご確認ください。